

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3671164号

(P3671164)

(45) 発行日 平成17年7月13日(2005.7.13)

(24) 登録日 平成17年4月22日(2005.4.22)

(51) Int. Cl.⁷

F I

A O 1 G 13/00

A O 1 G 13/00 3 O 1 A

A O 1 M 21/00

A O 1 M 21/00 A

請求項の数 10 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2001-321467 (P2001-321467)	(73) 特許権者	591135082
(22) 出願日	平成13年10月19日(2001.10.19)		日本道路公団
(65) 公開番号	特開2003-125657 (P2003-125657A)		東京都千代田区霞が関3丁目3番2号
(43) 公開日	平成15年5月7日(2003.5.7)	(73) 特許権者	300013258
審査請求日	平成15年2月10日(2003.2.10)		大島造園土木株式会社
			愛知県名古屋市中区栄一丁目10番34号
		(73) 特許権者	500146484
			ダイトウテクノグリーン株式会社
			東京都町田市原町田1丁目2番3号
		(74) 代理人	100067688
			弁理士 中村 公達
		(72) 発明者	清宮 浩
			神奈川県川崎市麻生区王禅寺西1-43-1-208

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 植栽帯被覆用マルチング材及びその施工方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

植栽帯(10)の土壤表面(11)を被覆するマルチング材であって、該植栽帯(10)を覆う本体部(2)と該植栽帯(10)に並行する縁石(12)を覆う端縁部(3)を包含し、該端縁部(3)の被覆面(3a)に該本体部(2)に沿って延びる補助片(4)の側縁部(4a)が層設され、該補助片(4)の他側縁部(4b)側は自由端となっていることを特徴とする植栽帯被覆用マルチング材(1)。

【請求項2】

植栽帯(10)の土壤表面(11)を被覆するマルチング材であって、該植栽帯(10)を覆う本体部(2)と該植栽帯(10)に並行する壁面(13)を覆う端縁部(3')を包含し、該端縁部(3')の被覆面(3a')に該本体部(2)に沿って延びる補助片(4)の側縁部(4a)が層設され、該補助片(4)の他側縁部(4b)側は自由端となっていることを特徴とする植栽帯被覆用マルチング材(1')。

10

【請求項3】

該本体部(2)の被覆面(2a)に、該補助片(4)と平行に延びる他の補助片(5)の一端縁部(5a)が、他側縁部(5b)側が自由端となるように層設されている請求項1又は2に記載の植栽帯被覆用マルチング材。

【請求項4】

該補助片(4)は該本体部(2)の側縁部が折り返され折り目(2b)が層状に接着されて構成され、該折り目(2b)の層状に接着された部分が該端縁部(3又は3')をなす請求項1～3の何れか一つの項に記載の植栽帯被覆用マルチング材。

20

【請求項 5】

植栽帯(10)を覆う本体部(2)と該植栽帯(10)に並行する縁石(12)を覆う端縁部(3)を包含し、該端縁部(3)の被覆面(3a)に一側縁部(4a)が層設され他側縁部(4b)側は自由端をなし該本体部(2)に沿って延びる補助片(4)を有する植栽帯被覆用マルチング材(1)を使用し、該縁石(12)に沿って溝(14)を形成する第1の工程と、該溝(14)に該補助片(4)の該他側縁部(4b)側を入れ込んで埋め戻す第2の工程と、該植栽帯(10)を該本体部(2)で覆うとともに該端縁部(3)を該縁石(12)に接着する第3の工程と、からなることを特徴とする植栽帯被覆用マルチング材の施工方法。

【請求項 6】

植栽帯(10)を覆う本体部(2)と該植栽帯(10)に並行する壁面(13)を覆う端縁部(3')を包含し、該端縁部(3')の被覆面(3a')に一側縁部(4a)が層設され他側縁部(4b)側は自由端をなし該本体部(2)に沿って延びる補助片(4)を有する植栽帯被覆用マルチング材(1')を使用し、該壁面(13)に沿って溝(14)を形成する第1の工程と、該溝(14)に該補助片(4)の該他側縁部(4b)側を入れ込んで埋め戻す第2の工程と、該植栽帯(10)を該本体部(2)で覆うとともに該端縁部(3')を該壁面(13)に接着する第3の工程と、からなることを特徴とする植栽帯被覆用マルチング材の施工方法。

【請求項 7】

該植栽帯被覆用マルチング材(1又は1')は該本体部(2)の被覆面(2a)に一端縁部(5a)が層設され他側縁部(5b)側は自由端をなし該補助片(4)と平行に延びる他の補助片(5)を有し、該第2の工程の後に、該植栽帯(10)に他の溝(18)を形成して該他の溝(18)に該他の補助片(5)の該他側縁部(5b)側を入れ込んで埋め戻す第4の工程を有する請求項5又は6に記載の植栽帯被覆用マルチング材の施工方法。

【請求項 8】

該本体部(2)の全面を展張した後、該本体部(2)と隣接する他の植栽帯被覆用マルチング材(8)との重なりあう部分(2c)を接着する請求項5～7の何れか一つの項に記載の植栽帯被覆用マルチング材の施工方法。

【請求項 9】

該本体部(2)の全面を展張した後、該本体部(2)と隣接する他の植栽帯被覆用マルチング材との重なりあう部分(2c)をピン固定する請求項5～7の何れか一つの項に記載の植栽帯被覆用マルチング材の施工方法。

【請求項 10】

該補助片(4)は該本体部(2)の一側縁部が折り返され折り目(2a)が層状に接着されて構成され、該折り目(2a)の層状に接着された部分が該端縁部(3又は3')をなす請求項5～9の何れか一つの項に記載の植栽帯被覆用マルチング材の施工方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、植栽工に際して苗木の根を囲む土壌の乾燥を防ぎ、苗木の周りでの雑草の繁茂を阻止して、苗木の生育を助ける、植栽帯被覆用マルチング材に関する。

【0002】

【従来の技術】

路側や駐車場脇の植栽帯における雑草の繁茂を阻止するために、マルチング材が多く使用されている。このマルチング材は苗木の周りの地面を覆うように敷設されるが、風によるめくれの防止等のため、通常、何らかの方法で地面に固定される。その固定方法としては、例えばアンカーピンで固定する方法が広く知られているが、高速道路の路側のように多くの配線が埋設されている場所におけるアンカーピンの使用は、埋設された配線を破損させるおそれがあり好ましくない。また、アンカーピンを使用する固定方法では、植栽帯に

10

20

30

40

50

走行車が乗り上げた場合や、路側を走行する道路清掃車がアンカーピンを引っ掛けた場合に、地面から抜けたアンカーピンが車輛を破損させるおそれもあった。更に、ピン打ちにより生じた穴から雑草が生えるという問題もあった。そのため、縁石で縁取られた植栽帯においては、アンカーピンを使用せず、マルチング材の端縁部を縁石に接着剤で固定する方法が採用される場合もある。しかし、接着剤による固定方法では、例えば局所的な剥離部分に風が侵入して剥離部分が広がる等、一部の剥離が全体の固定力に影響を及ぼすという構造上の問題があった。

【0003】

そこで、アンカーピンを使用せず十分な固定力を得るために、図9に示すような、マルチング材21の端縁部21aを植栽帯10の縁石12側部に埋設して固定する方法が採用されている。なお、この埋設による固定方法は、植栽帯10が縁石12の代わりに壁面で縁取られている場合でも、採用することができる。

10

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記埋設による固定法においてマルチング材21は埋設の為に湾曲されるため、その湾曲部21bと縁石12(植栽帯10の縁)との間にマルチング材21で被覆されない部分16ができ、この部分16に雑草17が繁茂する問題があった。しかも、植栽帯10が壁面に縁取られている場合は、壁面の近傍に雑草が繁茂するとその除去は困難であった。

【0005】

そこで本発明は、アンカーピンを使用することなく地面に固定でき、植栽帯の縁まで完全に覆うことのできる植栽帯被覆用マルチング材及びその施工方法を提供することを目的とする。

20

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明にかかる第1の植栽帯被覆用マルチング材は、植栽帯の土壌表面を被覆するマルチング材であって、該植栽帯を覆う本体部と該植栽帯に並行する縁石を覆う端縁部を包含し、該端縁部の被覆面に該本体部に沿って延びる補助片の一側縁部が層設され、該補助片の他側縁部側は自由端となっていることを特徴とする。

【0007】

この植栽帯被覆用マルチング材は、被覆に使用される本体部と端縁部の他に補助片が設けられているので、補助片を固定用として使用することによりアンカーピンを使用することなく地面に固定できるとともに、端縁部を縁石に接着した場合には、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。また、本体部と端縁部により植栽帯を縁まで完全に覆うことができる。

30

【0008】

本発明にかかる第2の植栽帯被覆用マルチング材は、植栽帯の土壌表面を被覆するマルチング材であって、該植栽帯を覆う本体部と該植栽帯に並行する壁面を覆う端縁部を包含し、該端縁部の被覆面に該本体部に沿って延びる補助片の一側縁部が層設され、該補助片の他側縁部側は自由端となっていることを特徴とする。

40

【0009】

この植栽帯被覆用マルチング材は、植栽帯の被覆に使用される本体部と壁面の被覆に使用される端縁部の他に補助片が設けられているので、補助片を固定用として使用することによりアンカーピンを使用することなく地面に固定できるとともに、端縁部を壁面に接着した場合には、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。また、本体部と端縁部により植栽帯を縁まで完全に覆うことができ、特に、植栽帯を本体部で被覆することに加え本体部に連続する端縁部を壁面に沿って敷設することにより、従来除去が困難であった壁面近傍における雑草の繁茂を効果的に阻止することができる。

【0010】

上記第1、第2の植栽帯被覆用マルチング材において、該本体部の被覆面に、該補助片と

50

平行に延びる他の補助片の一端縁部が、他側縁部側が自由端となるように層設されていてもよい。

この場合、補助片に加え他の補助片を固定用として使用することにより、更に強い固定力を得ることができる。

【0011】

上記第1、第2の植栽帯被覆用マルチング材において、該補助片は該本体部の一側縁部が折り返され折り目が層状に接着されて構成され、該折り目の層状に接着された部分が該端縁部をなしていてもよい。

この場合、構造が簡単になり、しかも部品点数が少なくなるので、生産性が向上しコスト低減を図ることができる。

10

【0012】

本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の第1の施工方法は、植栽帯を覆う本体部と該植栽帯に並行する縁石を覆う端縁部を包含し、該端縁部の被覆面に一側縁部が層設され他側縁部側は自由端をなし該本体部に沿って延びる補助片を有する植栽帯被覆用マルチング材を使用し、該縁石に沿って溝を形成する第1の工程と、該溝に該補助片の該他側縁部側を入れ込んで埋め戻す第2の工程と、該植栽帯を該本体部で覆うとともに該端縁部を該縁石に接着する第3の工程と、からなることを特徴とする。

【0013】

また、本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の第2の施工方法は、植栽帯を覆う本体部と該植栽帯に並行する壁面を覆う端縁部を包含し、該端縁部の被覆面に一側縁部が層設され他側縁部側は自由端をなし該本体部に沿って延びる補助片を有する植栽帯被覆用マルチング材を使用し、該壁面に沿って溝を形成する第1の工程と、該溝に該補助片の該他側縁部側を入れ込んで埋め戻す第2の工程と、該植栽帯を該本体部で覆うとともに該端縁部を該壁面に接着する第3の工程と、からなることを特徴とする。

20

【0014】

これら第1、第2の施工方法によれば、溝掘りと埋め戻しの作業のみで、特別な技能を要することなく、またアンカーピンを使用することなく固定することができる。しかも、設置場所に配線が埋設されていた場合でも補助片の入れ込み位置を配線の上層にすれば設置が可能であり、また溝掘り作業において配線の有無を確認できるので配線の損傷事故を防止することができる。

30

更に、第1の施工方法によれば、端縁部を縁石に接着することにより、縁石近傍の隙間を完全に無くして雑草の繁茂を完全に阻止することができる。一方、第2の施工方法によれば、端縁部を壁面に接着することにより、壁面に沿った敷設が可能となり、従来除去が困難であった壁面近傍における雑草の繁茂を効果的に阻止することができる。このとき、端縁部を縁石又は壁面に接着するとともに埋設された補助片によって固定するので、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。

【0015】

上記第1、第2の施工方法は、使用される植栽帯被覆用マルチング材が該本体部の該被覆面に一端縁部が層設され他側縁部側は自由端をなし該補助片と平行に延びる他の補助片を有するものであって、該第2の工程の後に、該植栽帯に他の溝を形成して該他の溝に該他の補助片の該他側縁部側を入れ込んで埋め戻す第4の工程を有していてもよい。

40

この場合、補助片に加え他の補助片を埋め込むことにより、更に強い固定力を得ることができる。

【0016】

上記第1、第2の施工方法において、該本体部の全面を展張した後、該本体部と隣接する他の植栽帯被覆用マルチング材との重なりあう部分を接着するようにしてもよく、この場合、複数のマルチング材を使用することが可能となり、広い植栽帯の被覆にも適用することができる。

なお、本体部と隣接する他の植栽帯被覆用マルチング材との重なりあう部分は、ピン固定してもよく、その場合、接着面の洗浄等を必要とせず、より簡単に固定することができる

50

。

【0017】

上記第1、第2の施工方法に使用される植栽帯被覆用マルチング材は、該補助片は該本体部の一側縁部が折り返され折り目が層状に接着されて構成され、該折り目の層状に接着された部分が該端縁部をなしていてもよい。この場合、施工に使用されるマルチング材は、構造が簡単で部品点数が少なくコスト低減を図ることができるものなので、施工における資材費の低減を図ることができる。

【0018】

【発明実施の形態】

図1、2に、本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の具体例を示す。図1は、同マルチング材が施工された植栽帯を示す断面図である。図2は、同マルチング材の概観を示す斜視図である。

10

植栽帯被覆用マルチング材1は、植栽帯10の土壤表面11を被覆するためのものであり、植栽帯10を覆う本体部2と植栽帯10に並行する縁石12を覆う端縁部3を包含している。端縁部3の被覆面3aに本体部2に沿って延びる補助片3の一側縁部4aが層設され、補助片4の他側縁部4b側は自由端となっている。また、図1に示すように、施工された状態において端縁部3は、縁石12に接着剤15で接着されている。

【0019】

この植栽帯被覆用マルチング材1は、被覆に使用される本体部2と端縁部3の他に補助片4が設けられているので、補助片4を固定用として使用することによりアンカーピンを使用することなく地面に固定できるとともに、端縁部3を縁石12に接着した場合には、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。また、本体部2と端縁部3により植栽帯10を縁まで完全に覆うことができる。

20

【0020】

図3に、本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の他の具体例を示す。図3は、同マルチング材が施工された植栽帯を示す断面図である。なお、以下の具体例の説明において、前記具体例と実質的に同じ部分には同符号を付すものとする。

植栽帯被覆用マルチング材1'は、壁面13で縁取られた植栽帯10の土壤表面11を被覆するためのものであり、植栽帯10を覆う本体部2と植栽帯10に並行する壁面13を覆う端縁部3'を包含している。端縁部3'の被覆面3a'に本体部2に沿って延びる補助片3の一側縁部4aが層設され、補助片4の他側縁部4b側は自由端となっている。また、端縁部3'は壁面13に接着剤15で接着されている。

30

【0021】

この植栽帯被覆用マルチング材1'は、植栽帯10の被覆に使用される本体部2と壁面13の被覆に使用される端縁部3'の他に補助片4が設けられているので、補助片4を固定用として使用することによりアンカーピンを使用することなく地面に固定できるとともに、端縁部3'を壁面13に接着した場合には、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。また、本体部2と端縁部3'により植栽帯10を縁まで完全に覆うことができる。特に、植栽帯10を本体部2で被覆することに加え本体部2に連続する端縁部3'を壁面13に沿って敷設することにより、従来除去が困難であった壁面13近傍における雑草の繁茂を効果的に阻止することができる。

40

【0022】

図4に、本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の更に他の具体例を示す。

植栽帯被覆用マルチング材6は、前記植栽帯被覆用マルチング材1における本体部2の被覆面2aに、補助片4と平行に延びる他の補助片5の一端縁部5aを、他側縁部5b側が自由端となるように層設したものである。

こうすると、補助片4に加え他の補助片5を固定用として使用することにより、更に強い固定力を得ることができる。

【0023】

図5に、本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の更に他の具体例を示す。

50

植栽帯被覆用マルチング材 7 は、前記植栽帯被覆用マルチング材 1 における補助片 4 を、本体部 2 の一側縁部を折り返して折り目 2 a を層状に接着して構成し、更に、折り目 2 a の層状に接着された部分を端縁部 3 としたものである。

こうすると、構造が簡単になり、しかも部品点数が少なくなるので、生産性が向上しコスト低減を図ることができる。

また、この植栽帯被覆用マルチング材 7 は、端縁部 3 の幅を広げる等して前記壁面 1 3 の被覆に適した形状の端縁部 3 ' とすれば、植栽帯 1 0 が壁面 1 3 に縁取られている場合にも使用できる。

なお、植栽帯被覆用マルチング材 7 は、前記植栽帯被覆用マルチング材 1 を変形したものであるが、前記植栽帯被覆用マルチング材 6 における補助片 4 についても、同様の構造とすることができる。

10

【 0 0 2 4 】

次に、前記植栽帯被覆用マルチング材 1 を施工する場合を具体例として、図 6 を参照しながら、本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の施工方法を説明する。

まず、第 1 の工程として、図 6 (a) に示すように、縁石 1 2 に沿って溝 1 4 を形成する。次に、第 2 の工程として、溝 1 4 に補助片 4 の他側縁部 4 b 側を入れ込んで埋め戻し、図 6 (b) の状態にする。そして、最後に、第 3 の工程として植栽帯 1 0 を本体部 2 で覆うとともに端縁部 3 を縁石 1 2 に接着し、図 1 に示す状態として施工が完了する。

【 0 0 2 5 】

この施工方法によれば、溝掘りと埋め戻しの作業のみで、特別な技能を要することなく、またアンカーピンを使用することなく固定することができる。しかも、設置場所に配線が埋設されていた場合でも補助片 4 の入れ込み位置を配線の上層にすれば設置が可能であり、また溝掘り作業において配線の有無を確認できるので配線の損傷事故を防止することができる。

20

更に、端縁部 3 を縁石 1 2 に接着することにより、縁石 1 2 近傍の隙間を完全に無くして雑草の繁茂を完全に阻止することができる。このとき、端縁部 3 を縁石 1 2 に接着するとともに埋設された補助片 4 によって固定するので、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。

【 0 0 2 6 】

なお、この施工方法は、植栽帯 1 0 が縁石 1 2 で縁取りされている場合に制限されず、図 3 に示すような壁面 1 3 に縁取りされている場合にも採用することができる。その場合、前記第 1 の工程において溝 1 4 は壁面 1 3 に沿って形成すればよく、前記第 3 の工程において端縁部 3 は縁石 1 2 に接着すればよい。そうすると、端縁部 3 ' を壁面 1 3 に接着することにより、壁面 1 3 に沿った敷設が可能となり、従来除去が困難であった壁面 1 3 近傍における雑草の繁茂を効果的に阻止することができる。

30

【 0 0 2 7 】

更に、上記施工方法は、前記植栽帯被覆用マルチング材 6 を使用するものであってもよい。以下に、図 7 を参照しながら、前記植栽帯被覆用マルチング材 6 を使用する施工方法の具体例を説明する。

まず、前記植栽帯被覆用マルチング材 1 を施工する場合と同様に、図 7 (a) に示すように縁石 1 2 に沿って溝 1 4 を形成し、溝 1 4 に補助片 4 の他側縁部 4 b 側を入れ込んで埋め戻し図 7 (b) の状態にする。

40

次に、端縁部 3 を縁石 1 2 に接着するとともに、本体部 2 で植栽帯 1 0 を途中まで覆う。そして、第 4 の工程として、図 7 (c) に示すように植栽帯 1 0 に他の溝 1 8 を形成し、この溝 1 8 に他の補助片 5 の他側縁部 5 b 側を入れ込んで埋め戻し図 7 (d) に示す状態とする。そして、本体部 2 の残りの部分を展張し、図 7 (e) の状態として施工が完了となる。このとき、端縁部 3 を縁石 1 2 に接着する作業と、第 4 の工程の順序に制限はなく、接着作業は第 4 の工程の後であってもよい。

この施工方法によれば、補助片 4 に加え他の補助片 5 を埋め込むことにより、更に強い固定力を得ることができる。

50

【0028】

なお、図7(e)に示すように、本体部2の全面を展張して施工が完了した状態において、本体部2と隣接する他の植栽帯被覆用マルチング材8とが重なりあう場合は、図8(a)に示すように、その重なりあう部分2cを接着剤15'で接着するようにしてもよく、そうすると、複数のマルチング材を使用することが可能となり、広い植栽帯の被覆にも適用することができる。このとき、重なりあう部分2cは、図8(b)に示すように、ピン19で固定してもよく、そうすると、接着面の洗浄等を必要とせず、より簡単に固定することができる。

なお、重なりあう部分2cの接着においては、接着剤15'の代わりに粘着テープなどその他公知の接着手段を使用してもよい。また、ピン19として、公知のものを使用することができ、全長20mm程度でかえしを有する樹脂製のものが好ましい。

10

【0029】

上記植栽帯被覆用マルチング材1を使用した施工方法、及び植栽帯被覆用マルチング材6を使用した施工方法において、使用される植栽帯被覆用マルチング材1又は6の補助片4は、前記植栽帯被覆用マルチング材5と同様に、本体部2の一側縁部が折り返され折り目2aが層状に接着されて構成され、折り目2aの層状に接着された部分が端縁部3をなす構造であってもよい。そうすると、施工に使用されるマルチング材は、構造が簡単で部品点数が少なくコスト低減を図ることができるものなので、施工における資材費の低減を図ることができる。

【0030】

【発明の効果】

本発明にかかる第1の植栽帯被覆用マルチング材によれば、被覆に使用される本体部と端縁部の他に補助片が設けられているので、補助片を固定用として使用することによりアンカーピンを使用することなく地面に固定できるとともに、端縁部を縁石に接着した場合には、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。また、本体部と端縁部により植栽帯を縁まで完全に覆うことができる。

20

【0031】

請求項2による、本発明にかかる第2の植栽帯被覆用マルチング材によれば、植栽帯の被覆に使用される本体部と壁面の被覆に使用される端縁部の他に補助片が設けられているので、補助片を固定用として使用することによりアンカーピンを使用することなく地面に固定できるとともに、端縁部を壁面に接着した場合には、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。また、本体部と端縁部により植栽帯を縁まで完全に覆うことができ、特に、植栽帯を本体部で被覆することに加え本体部に連続する端縁部を壁面に沿って敷設することにより、従来除去が困難であった壁面近傍における雑草の繁茂を効果的に阻止することができる。

30

【0032】

請求項3によれば、補助片に加え他の補助片を固定用として使用することにより、更に強い固定力を得ることができる。

【0033】

請求項4によれば、構造が簡単になり、しかも部品点数が少なくなるので、生産性が向上しコスト低減を図ることができる。

40

【0034】

請求項5、6による、本発明にかかる第1、第2の施工方法によれば、溝掘りと埋め戻しの作業のみで、特別な技能を要することなく、またアンカーピンを使用することなく固定を行うことができる。しかも、設置場所に配線が埋設されていた場合でも補助片の入れ込み位置を配線の上層にすれば設置が可能であり、溝掘り作業において配線の有無を確認できるので配線の損傷事故を防止することができる。

更に、第1の施工方法によれば、端縁部を縁石に接着することにより、縁石近傍の隙間を完全に無くして雑草の繁茂を完全に阻止することができる。一方、第2の施工方法によれば、端縁部を壁面に接着することにより、壁面に沿った敷設が可能となり、従来除去が困

50

難であった壁面近傍における雑草の繁茂を効果的に阻止することができる。このとき、端縁部を縁石又は壁面に接着するとともに埋設された補助片によって固定するので、一部の剥離による影響を受けにくい固定力を有する構造とすることができる。

【0035】

請求項7によれば、補助片に加え他の補助片を埋め込むことにより、更に強い固定力を得ることができる。

【0036】

請求項8によれば、複数のマルチング材を使用することが可能となり、広い植栽帯の被覆にも適用することができる。

【0037】

請求項9によれば、接着面の洗浄等を必要とせず、より簡単に固定することができる。

【0038】

請求項10によれば、施工に使用されるマルチング材は、構造が簡単で部品点数が少なくコスト低減を図ることができるものなので、施工における資材費の低減を図ることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の具体例を示し、同マルチング材が施工された植栽帯の断面図である。

【図2】同マルチング材の概観を示す斜視図である。

【図3】本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の他の具体例を示し、同マルチング材が施工された植栽帯の断面図である。

【図4】本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の更に他の具体例の概観を示す斜視図である。

【図5】本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の更に他の具体例の概観を示す斜視図である。

【図6】本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の施工方法を説明する断面図で、(a)は第1の工程が終了した状態、(b)は第2の工程が終了した状態である。

【図7】本発明にかかる植栽帯被覆用マルチング材の他の施工方法を説明する断面図で、(a)は第1の工程が終了した状態、(b)は第2の工程が終了した状態、(c)は第4の工程において他の溝を形成する作業が終了した状態、(d)は第4の工程において他の補助片の埋め戻し作業が終了した状態、(e)は第3の工程が終了した状態である。

【図8】本体部と隣接する他の植栽帯被覆用マルチング材とが重なりあう部分を拡大して示す断面図で、(a)は接着剤で接着した状態、(b)はピンで固定した状態である。

【図9】従来のマルチング材が施工された植栽帯の断面図である。

【符号の説明】

1、1'、6、7 植栽帯被覆用マルチング材

2 本体部

2a 被覆面

2b 折り目

2c 重なりあう部分

3、3' 端縁部

3a、3a' 被覆面

4 補助片

4a 一側縁部

4b 他側縁部

5 他の補助片

5a 一側縁部

5b 他側縁部

8 他の植栽帯被覆用マルチング材

10 植栽帯

10

20

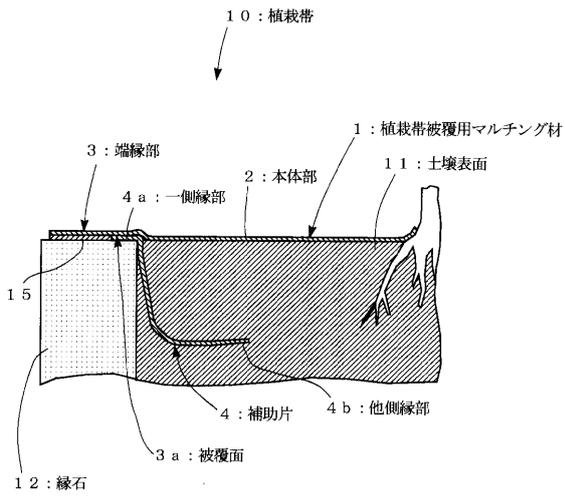
30

40

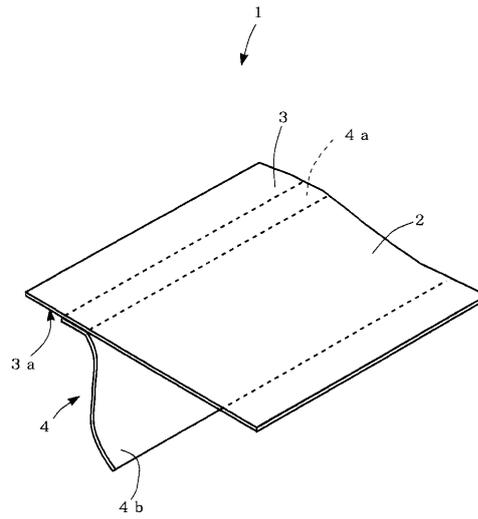
50

- 1 1 土壤表面
- 1 2 縁石
- 1 3 壁面
- 1 4 溝
- 1 8 他の溝

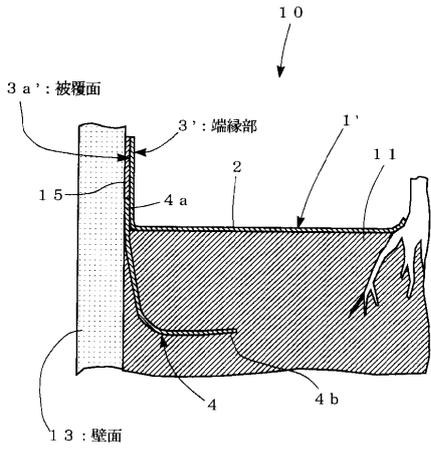
【図 1】



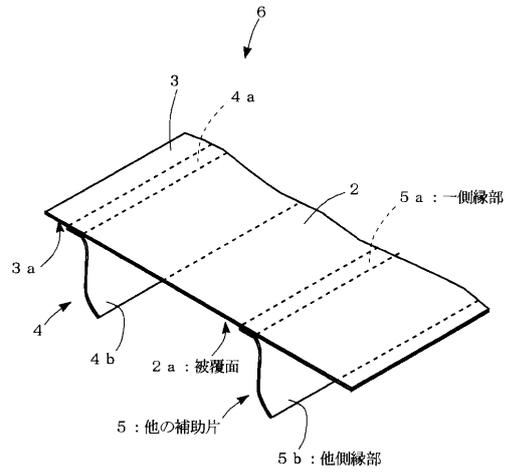
【図 2】



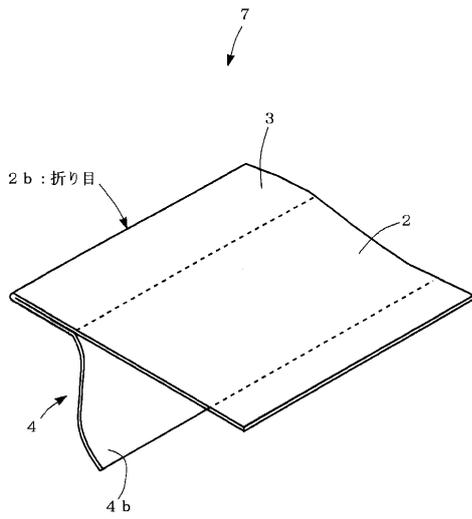
【図3】



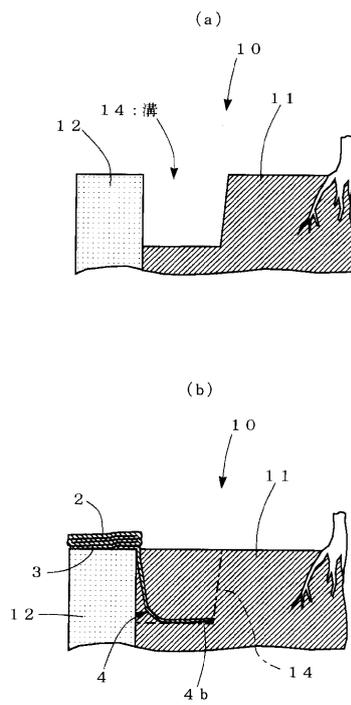
【図4】



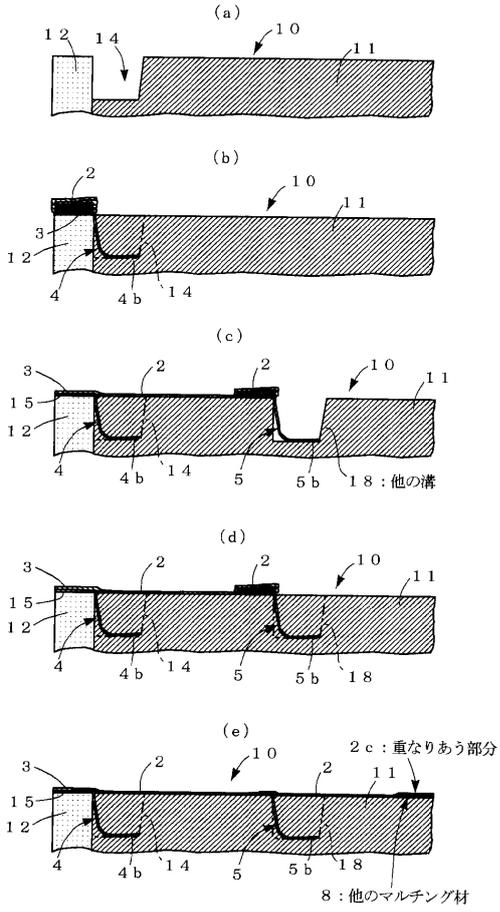
【図5】



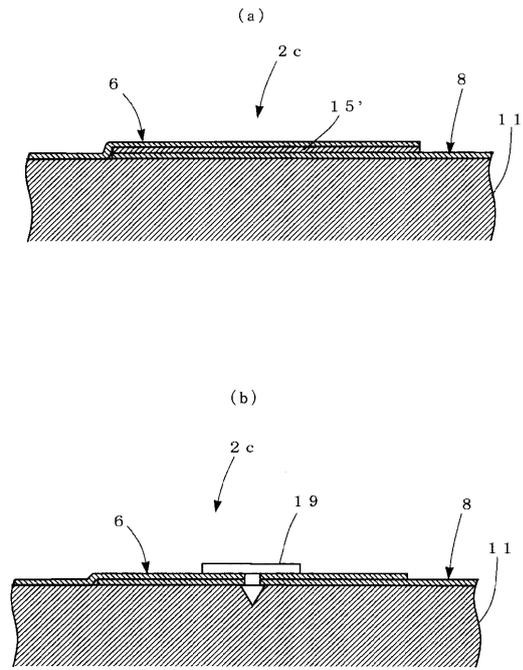
【図6】



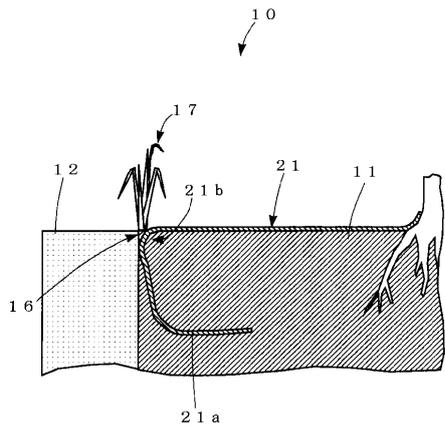
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

- (72)発明者 大矢 光一
神奈川県海老名市本郷4 1 0 7 - 7
- (72)発明者 野口 佳枝
東京都町田市本町田1 8 7 6 - 2 4 3
- (72)発明者 小出 正美
愛知県稲沢市下津下町東三丁目8 3 番地3
- (72)発明者 牧 隆
神奈川県藤沢市善行六丁目4 番2 3 号

審査官 郡山 順

- (56)参考文献 特開平03 - 080028 (JP, A)
特開平07 - 184483 (JP, A)
特開平06 - 054627 (JP, A)
特開平05 - 103552 (JP, A)
特開昭54 - 123442 (JP, A)
特開平07 - 322774 (JP, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)
A01G 13/00 301
A01M 21/00